

IFRSにおける適用上の論点 第9回

減損テストにおける配分

有限責任 あずさ監査法人 IFRS本部 パートナー 林 祐樹
有限責任 あずさ監査法人 IFRS本部 マネジャー 松田 麻子

1. はじめに

本連載では、「原則主義」であるIFRSを適用する際に判断に迷うようなケースについて解説しています。第9回となる今回は、IAS36号「減損」において必要となる「配分（Allocation）」をテーマとして、基準書には詳細に規定されていないために、実務上論点となることが多い点についてご紹介します。具体的には、全社資産の配分、全社資産と主要な事業資産の相違、のれんの取得時における配分、のれんの取得後の再配分と減損テスト、のれんと減損損失の非支配持分への配分をとりあげます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見であること、当法人の見解については随時見直しが行われる可能性があることを予めお断りします。

2. 全社資産の配分

全社資産とは、のれん以外の資産で、検討の対象である資金生成単位と他の資金生成単位の双方の将来キャッシュ・フローに寄与する資産をいいます（IAS36号6項）。全社資産に関しては、経営者が資産の処分を決定しない限り単独で減損テストを行わず、「合理的かつ首尾一貫した」基準に基づき配分することが可能な場合、資金生成単位に配分します。

「合理的かつ首尾一貫した」基準に関するガイダンスはありません。例えば、占有する面積、人数、処理した取引量等は、合理的かつ首尾一貫した基準となる可能性があります。資産の性質に応じた判断が必要となりますが、当法人の見解では、多くの場合、会社内部（inter-company charge）の配分基準が合理的かつ首尾一貫した基準となりえます。

全社資産を配分した場合には、配分後の資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額を比較します。

また、全社資産を配分することができない場合には、以下の2つの段階を踏んで減損テストを実施します。

<第一のテスト>

配分できない全社資産を除いて、個別の資金生成単位レベルで減損テストを実施し、減損損失が認められた場合に認識する。

<第二のテスト>

全社資産を合理的かつ首尾一貫して配分できる最小の資金生成単位グループに対して減損テストを実施する。

なお、減損認識後の全社資産について、その使用方法が変わり、異なる資金生成単位又は資金生成単位グループに再配分された結果、将来キャッシュ・フローによる回収が見込まれる場合には、戻入の兆候があると判断できる可能性があります。

3. 全社資産と主要な事業資産の相違

全社資産は直接的に収益を生成しない資産であり、資金生成単位への配分の検討が必要となりますが、全社資産と同様に複数のキャッシュ・インフローに関連している点で類似するものの、資金生成単位に配分しない資産として、収益の生成に必要な主要な事業資産の概念をご紹介します。当法人の見解では、主要な事業資産とは、独立した収益を生み出さない程度に合同で使用されている資産であり、資金生成単位の決定にあたり、考慮します。単一の資産基盤を用いて複数の異なる収益群を創出する企業においては、特に重要な概念です。以下は、主要な事業資産の例示です。

【例示 1】

通信事業会社Aが光ネットワークを保有し、最寄りの基地局から加入者宅までの伝送経路を、メタルケーブル又は光ファイバーケーブルにより結んでFTTPサービスを提供しています。キャッシュ・インフローを顧客ごとに分離することは可能ですが、2つのサービスはすべて光ネットワークにより提供されています。

この場合、A社の事業は単一の資金生成単位である可能性があります。光ネットワークは主要な事業資産に該当し、2つのサービスに分離することは、恣意的に行う場合を除きできないと考えられるためです。

【例示 2】

バス業を営むB社は、地域ごとにバスを運営しています。B社が保有するバスは相互に類似しているため、同一地域内で交換可能です。キャッシュ・インフローを創出する顧客基盤はバス路線の単位であり、独立しているものの、運営は地域レベルで行われています。

この場合、各地域が資金生成単位となる可能性があります。顧客基盤はバス路線毎に独立しているものの、地域単位で行われているビジネスにおいて使用されるバスは、各地域における主要な事業資産に該当すると考えられるためです。なお、仮に、このケースで地域を超え全社においてバスを交換することが理論上可能であったとしても、ビジネスが実際に地域単位で行われている場合には、全社の主要な事業資産ととらえることはできないと考えます。

主要な事業資産と全社資産の区別にあたっては、判断ならびに事実と状況の慎重な分析が必要となります。主要な事業資産とは収益生成のカギとなる資産であり、当該資産を使用して得られる収益は単一の資金生成単位を構成するため、配分問題は生じません。一方、全社資産とは、本社、研究所といった収益生成における付随的な資産をいい、資金生成単位への配分を検討する必要があります。

4. のれんの取得時における配分

のれんとは、企業結合で取得した、個別に識別されず独立して認識されない、他の資産から生じる将来の経済的便益を表す資産をいいます（IFRS3号付録A）。のれんは非償却資産であり、減損の兆候の有無にかかわらず、毎期減損テストが必要です（IAS36号10項(b)）。

のれんも全社資産と同様に、複数の資金生成単位や資金生成単位グループに関連することがあります。このため、減損テストを実施するにあたり、取得日以降、結合のシナジーから便

益を得ることが期待されるものに配分しなければなりません。また、のれんが配分される資金生成単位又は資金生成単位グループは、以下の要件を満たさなければならないとされています(IAS36号80項)。

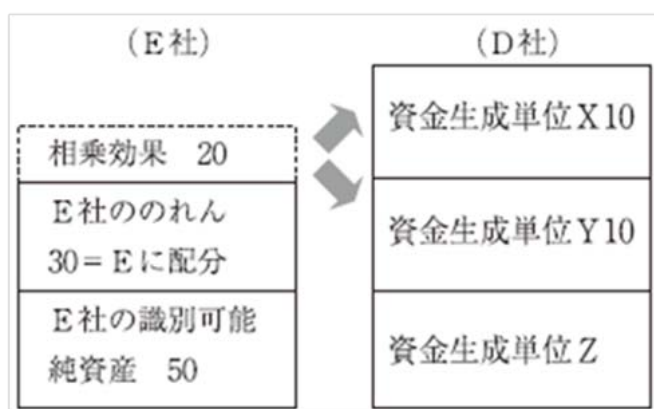
- 内部管理目的で、のれんに係る情報が入手可能かつ監視される最小の単位に相当する。
- IFRS8号の集約前の「事業セグメント」に従って決定された事業セグメントよりも大きいものではない。

基準上、期待されるシナジーを把握するための、具体的な配分基準として何が考えられるかについての記載はありません。投資の意思決定時に実施する対象会社の分析情報は、相乗効果を生み出す要因が特定され、のれんの配分に当たって参考となると考えられます。例えば、抱き合わせ販売の機会といった販売チャネル等売上に関する相乗効果、物流コストの削減や営業拠点の統廃合といったコストに関する相乗効果等が要因として考えられます。

ただし、これらの要因が特定できない場合もあります。その場合には、取得前と取得後の資金生成単位の公正価値をそれぞれ算定し、その差額に基づいて配分額を計算する方法が考えられます。以下は、相乗効果が特定できない場合の配分の例示です。

【例示 3】

D社は、E社を100で取得しました。E社の識別可能純資産の価値は50ですが、E社単独の価値は80と算定されています。E社の価値80と取得価額100との差20はD社において期待される相乗効果等であり、D社の資金生成単位XとYで実現することが期待されています。なお、資金生成単位XとYは、E社取得前に比較して、その価値が30ずつ増加しました。



このケースでは、取得前の分析により、E社固有ののれんは判明していますが、資金生成単位XとYにおける相乗効果を生み出す具体的な要因が特定されていません。このような場合には、資金生成単位XとYの取得前と取得後の公正価値を算定し、その差額を相乗効果の公正価値と考えてのれんを配分する方法が考えられます。例えば、固有ののれん30を配分した後、残りの相乗効果20について、XとYの価値増加の比に基づき10ずつ配分する方法が考えられます。

なお、仮に上記の例において、経営者がのれんの投資回収について、XYまとめて内部管理している場合には、のれんをXとYに配分せず、資金生成単位グループXYに配分することになります。

5. のれんの取得後における再配分と減損テスト

取得後に、のれんが配分された資金生成単位に含まれる事業が処分、売却される場合があります。この場合に、処分される事業にかかるのれんの金額が識別できない場合には、原則として処分する事業と存続する事業の価値¹の比に基づいて配分します(IAS36号86項)。

また、資金生成単位(グループ)の構成が見直された場合にも、影響する資金生成単位に再配分しなければなりません。この場合も、処分、売却と同様に相対的な価値の比で再配分を行います(IAS36号86項、87項)。

のれんは非償却資産であることから、適切な資金生成単位に配分することによる減損の検討が極めて重要となりますが、前述のとおり、単独の資金生成単位でなく資金生成単位グループにしか配分できない場合もあります。この結果、のれんを資金生成単位に配分した場合と配分しない場合が混在することになりますが、それぞれの場合で減損テストの手順が相違することになります。以下において、のれんの減損テストの手順を整理します。そもそものれんの減損には2つのシナリオが考えられます。

<シナリオ1>

減損の兆候がある場合に、のれんが配分された資金生成単位または資金生成単位グループに対して、適時に減損テストを行う。

<シナリオ2>

減損の兆候の有無にかかわらず、年次の必須減損テストを行う。

シナリオ2による減損テストは、のれんを含む資金生成単位又は資金生成単位グループにおいて年1回行います。このテストは、必ずしも期末に実施する必要はなく、一定の時期に行う必要があります。

シナリオ1による減損テストにおいて、のれんが個々の資金生成単位に配分されている場合には、その単位で減損テストを行います、のれんが資金生成単位グループに配分されている場合には、減損テストは以下の2つのステップで行われます。

<第一のテスト>

のれんを除く個別の資金生成単位で減損テストを行う。減損が生じていれば、損失を認識する。

<第二のテスト>

のれんが関連する資金生成単位の集合体に対して減損テストを行う。

のれんを含む資金生成単位にかかる減損テストの結果生じた減損については、まずのれんを減額し、残った減損損失については、原則としてのれんが配分されている資金生成単位を構成する資産の簿価に基づき配分を行います。

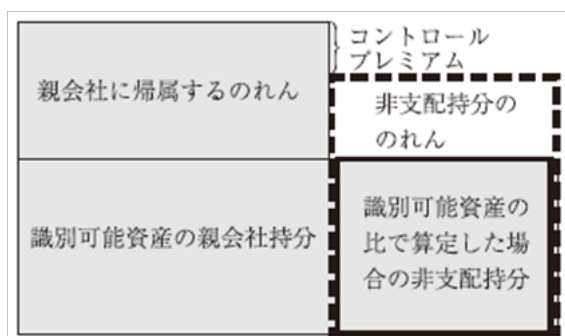
6. のれんと減損損失の非支配持分への配分

企業結合時、非支配持分は、公正価値または取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する比例持分により測定されます。どちらの方法を採用するかについては、取引毎に決定することが可能です(詳細は平成24年3月26日 No.3058に掲載された[本連載第3回](#)参照)。次の図は被取得企業のイメージ図になりますが、点線が公正価値により算定された場合の非支配持分であり、実線が識別可能資産の比で算定された非支配持分になります。識別可能資産の比で算定された場合には、結果として次の図の灰色部分が財政状態計算書に認識されています。

¹ ここで言われている「価値」について、公正価値等の詳細なガイダンスはありません。

識別可能資産の比で非支配持分を算定している資金生成単位について減損テストを行う場合には、回収可能価額を測定する単位と対象資産を整合させるために、連結財務諸表に認識されていない被支配持分ののれんを一旦グロスアップします。この調整は、のれんのグロスアップ調整といわれます。算定された減損損失については、親会社持分と非支配持分に分配することになります。

IAS36号は、この配分を純損益の配分と同じように機械的に行う方法について言及していますが、当法人の見解では、取得時に支払ったコントロール・プレミアムを考慮する方法など、他の合理的な根拠によることもできると考えています。



コントロール・プレミアムは、支配権を取得するための追加支払額を意味しています。支配権を持つ株主は、支配権のない株主と異なり、取締役の選解任、事業運営方針の決定等を通じて会社をコントロールすることが可能となるため、他の株主よりも高い価額を支払う合理性があります。例えば、企業結合により取得企業において期待される将来キャッシュフローの増加は、コントロール・プレミアムの重要な要因となりえます。以下の例においては、グロスアップ調整と減損損失の配分それぞれについて、機械的に行う場合と合理的な方法による場合の計算例を示しています。

【例示 4】

F社は、数年前に、G社の80%を取得し、その際にコントロール・プレミアム15を支払いました。非支配持分は、取得日におけるG社の識別可能純資産に対する比例持分で測定しています。取得日のF社の連結財務諸表におけるG社の拠出は以下のとおりです。

A	のれん	80
B	識別可能純資産	1,000
C=A+B	純資産の総額	1,080
D	親会社持分	880
E	非支配持分	200
F=D+E	株主資本の総額	1,080

G社は資金生成単位であり、取得により生じたのれんに関する減損テストはこのレベルで行われ、回収可能価額は1,050と算定されました。F社の連結財務諸表上は、のれんのグロスアップ調整を行った後に減損テストを行うことになります。

【ケース 1】グロスアップ調整と減損損失の配分双方について、機械的に行うケース

グロスアップ調整後のれん	100 (80/80%)
減損損失	50 ((1,000 + 100) - 1,050)
親会社持分で認識する減損損失	40 ² (50 × 80%)

【ケース 2】グロスアップ調整と減損損失の配分双方について、合理的な方法によるケース

グロスアップ調整後のれん	96 ((80 - 15) / 80% + 15)
減損損失	46 ((1,000 + 96) - 1,050)
親会社持分で認識する減損損失	38 $46 - (46/96 \times 20\%) \times (96 - 15)$ ³

【ケース 3】グロスアップ調整については合理的な方法により、減損損失の配分を機械的に行う場合

グロスアップ調整後のれん	96 ((80 - 15) / 80% + 15)
減損損失	46 (1,096 - 1,050)
親会社持分で認識する減損損失	37 (46 × 80%)

当法人の見解では、いずれの方法も認められると考えます。ケース3の配分は、グロスアップ調整と減損損失の配分基準が一致していませんが、結果としては、非支配持分が公正価値により測定されたのれんの総額に近似することから許容できると考えます。ただし、機械的なグロスアップ調整とコントロール・プレミアムを考慮した合理的な減損損失の配分は一貫した結果を得られないため、認められないと考えます。

7. おわりに

本稿では、IAS36号「減損」における、「配分」に関する論点をご紹介しました。減損は、多くの見積もりと判断を行い、経営に対するインパクトも大きい分野になります。配分の基準は何を採用するか、その決定により算定される減損損失が異なることを踏まえて、慎重な検討が必要となります。本稿が実務のご参考となれば幸いです。

2 子会社の識別可能純資産に対する比例的な持分で当初測定されていた非支配持分に減損損失が配分されるまでは、財務諸表上減損を認識しない。

3 のれんをグロスアップした96から親会社に属するコントロール・プレミアム15を控除し、非支配持分に配分すべき減損損失を算定したうえで(7.76)、全体の減損損失46から控除することにより親会社で負担すべき減損を算定している。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

e-Mail: AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2012 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.azsa.or.jp/ifrs

この「IFRSにおける適用上の論点 第9回 減損テストにおける配分」は、『週刊経営財務』3089号(2012年11月12日)に掲載したものです。発行所である税務研究会の許可を得て、あずさ監査法人がウェブサイトに掲載しているものですので、他への転載・転用はご遠慮ください。